

「野菜需給調整協議会」の規約の改正について（案）

本協議会について、国の実施要領で独立行政法人農畜産業振興機構を運営主体とし、名称を「野菜需給協議会」とすることが明記されたこと等を踏まえ、以下のとおり規約改正を行う。

1 名称の変更

協議会の名称を「野菜需給調整協議会」から「野菜需給協議会」に変更する。

2 協議会の会員構成の変更

メール会員の入会規定の削除等を行う。

3 活動内容の変更

活動のうち、「優良な消費拡大活動の調査・顕彰」を「過剰野菜を有効利用している事例の調査・紹介」に変更する。

4 事務局の変更

本協議会の事務局の庶務を「農林水産省生産局園芸課において行う」から「農林水産省の協力を得て農畜産業振興機構において行う」に変更する。

5 「野菜需給・価格情報委員会」の設置について

本協議会の活動の一つである「野菜需給、価格動向の提供」を円滑に推進するため、機構に「野菜需給・価格情報委員会」を設ける旨の規定を追加する。